

平成19年12月20日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年12月20日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案第87号 鹿島公民館の指定管理者の指定について  
議案第88号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定について  
議案第89号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定について  
議案第90号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定について  
議案第91号 北鹿島公民館の指定管理者の指定について  
議案第92号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定について  
( 質疑、討論、採決 )
- 日程第 2 議案第93号 市道の路線認定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第94号 鹿島市土地開発公社定款の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定について（大綱質疑、常任委員会へ付託）
- 日程第 5 議案第96号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第97号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について  
議案第98号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について  
議案第99号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について  
議案第100号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について  
議案第101号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について  
( 質疑、討論、採決 )
- 日程第 7 請 願 上 程  
請願第 2 号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願書（常任委員会付託）

午前10時6分 開議

議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

平成19年12月18日提出の鹿島市議会定例会議案（その2）、平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、お手元に配付の正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長あてに申し出がありましたので、そのように訂正していただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第87号～議案第92号

議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1、議案第87号 鹿島公民館の指定管理者の指定について、議案第88号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定について、議案第89号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定について、議案第90号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定について、議案第91号 北鹿島公民館の指定管理者の指定について、議案第92号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定について、以上6議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

おはようございます。議案第87号から92号まで一括して御説明いたします。

この6議案は、鹿島市の6地区の地区公民館等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第224条の2第6項の規定により御提案いたすものでございます。

まず、議案第87号 鹿島公民館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は43ページでございます。

鹿島公民館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鹿島公民館。
- 2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字納富分2643番地の1、鹿島公民館運営協議会。

この鹿島公民館運営協議会は、昨日の谷口議員の御質問にお答えしましたとおり、鹿島地

区区長会など6団体により協議をしていただきまして、19年9月4日に鹿島地区住民のために実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地区住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設立されたものでございます。

指定の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

次に、議案第88号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は44ページでございます。

能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、能古見公民館、鹿島市のごみふれあい楽習館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字山浦甲2151番地、能古見地区振興会。

3、指定の期間、平成20年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

次に、議案第89号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は45ページでございます。

古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、古枝公民館、鹿島市林業センター。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市古枝甲1448番地1、古枝地区振興会。

3、指定の期間、平成20年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

次に、議案第90号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は46ページでございます。

浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、浜公民館、鹿島市臥竜ヶ岡体育館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市浜町甲4401番地2、浜町振興会。

3、指定の期間、平成20年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

次に、議案第91号 北鹿島公民館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は47ページでございます。

北鹿島公民館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、北鹿島公民館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字常広101番地1、北鹿島振興協議会。

3、指定の期間、平成20年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

最後に、議案第92号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は48ページでございます。

七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、七浦公民館、鹿島市漁村センター。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字音成1922番地19、七浦地区振興会。

3、指定の期間、平成20年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

なお、今回指定をお願いしたい5地区の振興会につきましては、それぞれの総会で指定管理を受けることで決議をいただいております。また、6団体からは、11月11日までに指定管理の指定を受けることで指定管理者指定申請書が市に提出されています。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

一括して質疑に入ります。12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

手続についてお尋ねをしたいと思いますんですが、きのうのこの場でのやりとりの中で、6地区公民館のうち5地区については合意に達して、既に現場段階でも確認がとれていると。しかし、鹿島地区公民館の場合には、きのうの説明では多分きょうか、あした管理の内容について提示をするという段階のときに、この87号について、本日この場において議会が先行議決をしていいものかどうか。その手続上、問題ありませんか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、鹿島地区につきましては、ことしの9月4日に鹿島公民館運営協議会というのが設立されております。そこで規約もできておりますし、組織は当然で

き上がっております。会長、副会長、それぞれの組織ができ上がっているところでございますので、そちらのほうで管理運営をしていただくということで申請書も出ております。

以上です。

今からつくるといっわけではございません。もう9月4日にでき上がっております。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

組織が受け皿となる運営協議会組織が9月4日にできたというのは、きのう説明で聞いておりますので、わかります。だから、その協議をして、そういう見込みが立っておるといっわけはわかりますよ。しかし、公式な立場から考えれば、きょうやったですか、あしたやったですか、提案を執行部がされるのは、運営協議会に対して、指定の中身について提案をするのはまだ行われていないんでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）そういう中であって、議会に提案をして、議決を求めるといっ手続は正しいのかといっことを聞いておるんです。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

鹿島地区につきましては、昨年の4月からいろいろと区長会などを通じまして御説明、御意見をお伺いしてきたところです。提案はその段階でしております。こっういっ組織をつくっていただいて……（「きのうの説明は何ですか」と呼ぶ者あり）きのうの説明は、きょう、こっういっ形で指定管理を鹿島公民館運営協議会が受けていただく議案を提出しますといっ意味のことを私はきのう申し上げております。こっういっことです。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

協議の経過の説明は、私もきのうの説明でわかっております。ただ、こっういっ内容に基づいて指定をしたいといっ公式提示が、運営協議会に対してきょう、もしくはあした行われると、こっういっ説明をきのうされたから今聞いておるんですよ。だから、その手続が逆さまではないかといっことを言っておるんです。議会の議決が先行しておるんじっないですかといっことを言っておるんですよ。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

鹿島地区につきましては、先ほど言っましたように、前もっていろいろと協議をしてきております。（「それはわかっています」と呼ぶ者あり）受けていただけますかといっ協議も

しております。それを受けた上で、今、議会に御提案をしております。鹿島地区からは、審議をしていただきまして、指定を受けるという申請書も出ております。ですから、逆にはなっておりません。鹿島地区で受けるということで決定していただいた上で、議会のほうに御提案をさせていただいているということです。（発言する者あり）

議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

議長（橋爪 敏君）

再開します。

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

きのうの説明が、私の聞くほうの耳が悪かったんでしょう。そういうふうにとらえておりましたから、今確認をしたんです。ただ、この87号から92号までの間に関しては、きのうの議論を踏まえて、やはりまだ問題点を幾つか残しておるといような認識を私は持っておりますので、もう討論には立ちませんけれども、この際反対をさせていただくということを最後に申し上げて、質疑を終わります。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

質問をいたします。

私は従来指定管理者というものに対して、それがふさわしいかどうかというのが、まずいろんな団体が本当に指定管理者として受け入れるためのものがあるかどうかというようなことで問題提起を今までしてきております。法律とか法律に基づく団体とか、あるいはその他の規則、あるいは社団法人なりのそういう意味での根拠のある団体であれば、指定管理者としての資格がまずあるだろうというふうに私は理解をしております。ただ、前回も言いましたが、法人格のない団体ということになります。

先ほど課長は、規則とか総会とかそういうのがあって受けたということでございます。今回の地区振興会というのは、あくまでも権利能力なき社団という位置づけになるうかと思えます。その際、いわゆる社団と同様の団体であるという認識をするためには、まず規則がなければいけません。総会とか、役員会とか、定期的にそういうことをしなければならぬ。代表者もしっかりしていけなきゃいけない。もう一つ、会計の問題についても、きちっとした形での報告が年に1回、ないしは2回はきちっとした形でなければならぬと、これが社団としての同等の能力があるというふうな認定のもとに指定管理団体としての有資格という



ことがあろうかと私は考えております。

先ほどの多分振興会については、それだけの手続的なり内部でのいろんな形での議論がされて、また、常に会計報告もされているという状況を僕は認識をします。ただ、鹿島の今回の協議会、これについて実態はまだ多分ないと。9月にそういう形でお願いをしてできたという団体でございますから、そのことでちょっと私も気になりますが、急遽つくったようなそういう団体になるような感じがいたします。ほかの地区の振興会については、従来、継続的にもそれぞれ事業をされておりますので、信頼性は非常に高いわけでございますが、鹿島についてはまだまだ日が浅いというふうに私は認識していますが、本当に指定管理者団体としてふさわしいかどうか、判断をお願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

議員御存じのとおり、指定管理を受けられるのは、個人以外であればどのような団体でも受けられるということになっております。

今回のそれぞれの地区は、鹿島市の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則3条に、地域自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるときということで指定ができるとなっております。これにまさに振興会、それから鹿島の運営協議会が当たると思っております。

先ほど言われましたように、確かに振興会は権利能力なき団体という規定があるとするならば、団体であって、その実態が社団であるにもかかわらず法人格を持たないもの、例えば、町内会とか、学友会などが挙がっております。これからすれば、今回の振興会は確かに権利能力なき社団だと考えております。

それから、鹿島公民会運営協議会でございますが、これはもちろん何度も協議をなさっております。これができ上がってからも協議を細くなくされております。それこそ10回ぐらいはもう協議をなされていると思います。これから確かに作り上げて、実績はあられませんが、公民館運営をお任せできるほどの組織はつくっていただいていると考えております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

地区振興会については、私自身、古枝地区の振興会のほうに所属をしておりますが、地区民から会費を年間徴収して、そして、年間の活動費にそれを充てながら、従来公民館のお役所との関係もスムーズに協力関係でやってきたという姿があろうと思います。ですから、先

ほど言いましたように、権利能力なき社団としての組織なり、規則なり、会計なり、そういうのがきちっとしておれば、指定管理者として何とか資格があるというか、そういうことになるかと思えます。

一番、先ほど言いましたように、やっぱり鹿島のほうの十分なことをされたと思いますが、例えば経費の問題とかいうようなことあると思うんですね。だから、例えば代表者がだれなのかというようなことも含めて、地区振興会はそれぞれ変わってきますからちょっと今回紹介もないわけですが、鹿島の協議会については、だれが代表者で、会計的なもの、会費的なもの、そういうものをどのように運営されようとされておるのか、その概要があれば御説明をいただきたい。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

鹿島公民館運営協議会は、代表者は青少年健全育成協議会の会長さんが当たっていただいております。その中で、規約をもちろんつくっていらっしゃいます。鹿島公民館運営協議会の規約をつくっておられますし、監査もおられます。会計担当ももう決まっております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

確かに言われますように、鹿島地区以外は振興会活動も以前から盛んに行われておりまして、いわば実績としてその土台があると。ただ、鹿島地区に関してはそれがいいじゃないかと、これはもうそのとおりであります。

ただ、例えば社会教育、もう少しわかりやすく言いますと、生涯学習で言いますと、本校が中央公民館にあります。そして、6地区が分校であると、そういう表現も以前したと思えますね。6地区はその分校と考えてもらっていいと。鹿島地区の場合は、鹿島地区の分校と同時に、本校に真っすぐ通えるんですね。そういう位置関係から言ってもそういうことがありますので、今の、もちろんさつき課長が言いましたように、十分に議論をして、受け皿として耐え得るというふうにそこまで持ってきていただいておりますが、その経験不足については、やはり本校にも通えると、分校も利用できると。それから、場所が本校と分校が直近だからより意思の疎通も、すぐ隣同士ですから、もうそういうこともありますので、そのあたりも御勘案をお願いしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

市長の考え方というのはそれなりのことで、私も理解をしておるところでございますが、やはり今後の指定管理者制度というのは、多分いろんな場面で今後出てくると思うんですよ。特に行財政改革の大綱の中で、まだまだいっぱい出てくる可能性がありますよね、指定管理者団体としての。そこで、私は、指定管理者というものについて、やはりしっかりしたもの、そういうものに一つ一つ、そのときそのときチェックをしていかないといけないという立場で今回御質問を申し上げておるわけでありませう。

課長の答弁でいきますと、十分だと、間違いないと、そういうふうな御意見でございますが、これに関して1つだけちょっとお聞きをしておきます。

現在、指定管理者になると、それぞれの自治で、自治地区ごとに主事を置くというようなことで、その報酬について、役所のほうで大体の標準的な金額を出されておりますが、それは直接本人に行くんでしょうか。あるいは振興会に一たん払われて、それから支払われるということになるのでしょうか。

ほかの地区公民館、あるいは運営のものについては従来どおり役所がされるということなんで、ただそれだけちょっとお聞きをしておきます。というのは、やはり振興会といえども会計的には非常に脆弱であります。したがって、お金を扱うといった場合に、どのような形で今考えておられるのか、それだけちょっとお聞きを、念のためにお聞きをしておきたいと思っております。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

地区公民館の今度の新たな職員の給与等についてどちらが支払うかという御質問ということでよろしいでしょうか。

給与等につきましても、それぞれの地区の公民館の指定管理者としての委託料の中に含ませていただいております。ですから、それぞれの地区でお支払いしていただくという形になります。

金額につきましては、6地区統一をさせていただいております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

各地区の振興会はいろんなことをされていますね。厳密に言うと、北鹿島でやっておられるのと能古見でやっているの、古枝でやっておられるの、それぞれ守備範囲といいますが、攻撃範囲といいますが、それは厳密に言うといろいろちょっと違いますね。その中で、今回

のものは、地区公民館が受け持っていた分野のものを指定管理者制度として地区の振興会はそういう契約をすると、こういうことです。もう1つは、今から、行政のあり方としてみんな行政が受け持ちながら、握りながらやるということではなくて、方向性としては、民間でできるものは民間でしていただくという方向性にあります。そういう中で、民間をお願いをする場合に、指定管理者制度という制度しかないんですね。今までのように委託と。これ、委託は、例えば、し尿くみ取りとか何とかそういう特定のものだけをお願いするものについてはまだ委託という制度が残っております。しかし、それ以外は、もう委託という制度がなくなりまして、民間をお願いしようとするれば、行政をお願いしようとするれば、指定管理者制度というやり方しかないということに、法律的に変わりましたので、今回も、その指定管理者制度そのものにいろんなまだ議論の余地があるとしながらも、民間をお願いする場合にほかに方法がないと、こういうことも頭の中で整理して御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

市長が言われたことは、もう前の段階で議論が済んでおる問題であります。私が心配するのは、それぞれの、今後出てくるであろう指定管理者というにふさわしい団体があるかどうかというようなことで、それを決定するときに、いずれにしても会計の問題から、組織の問題から、規則の問題から、代表者の問題から、それはやはり十分議論をしてほしいというところで私は言っておるわけでございます。

今度、主事の分の給料が、指定管理者、一括して支払われるということなんですけど、どうですかね。ちょっと私、その分だけは直接市のほうで支払われた、本人に直接支払われたほうがいいのかような気がするんですけど、委託料に含むとなると。ちょっと、もう少し説明してもらっていいですか。例えば、人件費ですからいろんな問題が出てきますよね、失業保険の問題、雇用保険の問題、そういうことについても、明細が入るからそれを右に左に、振興会が受けて、そっくりそのまま本人に手渡せば済むことだからいいと思うんですが、その点の手続的なことちょっと教えてください。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

給料と並んで結局社会保険等に入りますので、社会保険とか雇用保険の差し引き等が出てまいります。このことにつきましても、新しく採用された職員さんのほうで事務をやっていただくという形になります。今、現に、例えば、指定管理者を指定しております体協あたりもすべて体協の中でそういう事務もしていただいております。ですから、今度新しくなられ

た職員につきましては、その辺の事務については十分に研修をしたいと思っております。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（橋爪 敏君）

ほかにごいませんか。5番馬場勉君。

5番（馬場 勉君）

今回の公民館委託に関しては、私としてはやはり、きのうも市長が地区の振興会等の活動あたりがかなり熟成してきて、これは地区が自立していくということに関してやっぱり大事じゃないかと。私も大いに進めていただきたいと思います。

ただ、一つ私も北鹿島地区のほうでかわりを持っている関係で、きょうは人事権ですが、このことについてちょっとお伺いをしたいなと思っております。

やはり各地区の振興会で受けられる場合に、まず主事を選ばれるというようなこと、公募がもう予定をされておるといふことのできのうも話がありましたけれども、その中で、やはり地区の特色を出した形でいきたいのに、受けた団体、指定管理者になられたところがその特色というんですか、それが出たばかりに、後々、今の各地区に来ておられる主事がかなり優秀な方ばかりなもんですから、その辺で、移行した後の行事だとか、それから事業とか、活動とかに支障が起きないかどうかということが少し心配なんですけれども、私が、一応これは要望みたいな形になるんですけれども、主事の選考をするときに、一応市のほうから立会人みたいな形のことを考えていただけないかというようなことを思っておるんですけど、それに関してはどうか、お答えをお願いしたいんですけど。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

地区公民館の新しい職員の採用について、市の職員が立会人という形で入ってはどうかという御提案でございますが、正直言いまして、この案も確かに考えました。頭のほうでは、もう少しかわるべきじゃないかということも考えもしました。ただ、今回の指定管理者は、それぞれの地域が地域なりに動いていらっしゃる。本当に鹿島というのは珍しいぐらいまちづくりに活発に活動されているところもございますので、私たちが公民館の職員の採用にかかわらないほうがいいだろうと判断をいたしました。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

5番（馬場 勉君）

全くかわらないということであれば、選考をするときにかなり団体の、指定管理者のほうの独自の色合いみたいなものが出過ぎないかと。そこに、いきなり、やはりその人事権を

持ったということで、言ってみれば暴走みたいな形が起きないかという懸念が少しあるもの  
ですから、そこにやはり第三者的な人が来ていただくと、そこにうまく機能していく、選考  
する場合に機能していくんじゃないかという気はするのですが、その辺はどうなんでしょ  
うか。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

まず、自主的にどこの組織とか、外部からも独立した組織というのが、幾つかの要諦があ  
りますのが、人事権というのはやっぱり一つの大きな要素なんですね。これをその統括者が、  
人事権をどこかの力の影響を受けるということになれば、統括という要諦の部分、大きな  
部分が崩れるということになります。私はそう考えています。だから、採用についても、そ  
れから、どちらを主任主事にするかやはりその組織体に任せるべきだと。

それから、色合いが各地区ごとに出過ぎはしないかと。実は、いい意味でそのことを期待  
しているんです。どうしても、市という一つの色合いのものが、6地区に今までいわば関与  
をしておりました。そうしますと、どうしても、この本体の、市のほうの色合いが投射され  
てしまふ、反映されてしまふ。同じようなという、それがどうしても出てしまふというふう  
な嫌いもあったと思うんです。

よく、今、日本全体が等質化しようとしていると。これをやっぱり一番心配しておられる  
人たちがいるんです。私もその一人です。多様性というのが一番、例えば、日本文化なら文  
化、歴史、そういうものにとって多様性を残す、認める、これがいろんな意味の活力にもつ  
ながりますし、またその地区地区の独自性、独自の文化というものの継承にもなっていくと  
思うんです。そういう意味合いも、私自身は込めておるわけでありませう。

それから、その人事に市の職員が立ち会えばどうかということも、これは、いわば逆から  
本当に自立している人たちから見れば介入と映るんですね。一番、人事というのは要諦です  
から、採用含めて。だから、そのあたりは、私たちはもっと地区民を信じて、私は鹿島市民、  
あるいは6地区の人たちもこういうものを受け入れる能力も十分持っておられるというふう  
に思います。そして、何かの問題が起こったときには、適宜、私どもといろいろ相談をして、  
いい方向に行くように、私たちがバックアップするのが一番いい形だろうというふうに思っ  
ています。

議長（橋爪 敏君）

5 番馬場勉君。

5 番（馬場 勉君）

きのうも、市長はバックアップのことはしっかり言っていただいたので、それはしていた  
だけだと思うんですけども、いろんな問題抱えて、一番最初に、ここで今言われたように、

それぞれの地区の特色を出していくということが、やはり大事ではあったにしても、最初の何年かはその辺で、ある程度内容的には6地区が統一した形のもので、結局給与等もそういうふうになっているということの中で、やはり少し安心感、地区の人が、立ち合いの方が入られたら、そこでやはり多少の暴走に対する歯どめみたいなものは効いて、やはり安心をする人がいるんじゃないかというのが私としてはちょっとあったもんですから、まだまだ給与等なんかでも、ちょっと内容的には決められた金額で、市の職員と同じような規定にはなっていないという点も少しこれから問題が出てくるんじゃないかとは思っているんですけども、できるだけそういう点での指導を、先ほど市長はやはり介入というのをしないで地区が本当に自立していく、今はもう熟成されてうまくいっているんだという思いはあられるでしょうけれども、やはりここで大きく地区公民館が変わっていくんだというときに、どこかに少し市とのつながりがあるんだという安心感を持たせていただきたいというふうに私は思っています。その辺を考慮して当たっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。7番徳村博紀君。

7番（徳村博紀君）

私は1点だけ御質問いたします。

鹿島の、9町鹿島市あれですけども、鹿島公民館を、例えば、将来的に鹿島校区と明倫校区というような形で2つに分けられるような考えがあるかどうか、お伺ひします。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

鹿島地区の皆さんと意見交換会等を行う中でもそういう御意見がございました。でございますが、今のところ、明倫校区、鹿島小学校校区という形で公民館を設置するという考えはありません。

議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

7番（徳村博紀君）

私がこれをちょっと疑問に思ったのは、まず鹿島校区も明倫校区も鹿島の中では非常に世帯数も人口も多いところであります。そういった中で、鹿島校区と明倫校区というのは催しごと、行事ごとですね、こういったことも若干明倫校区のほうが多いような気がするんですね。そういった中で、先ほど市長が御答弁をされたように、地域の特色というのがいろいろあると思うんです。だから、そういったものをきちんと出せるんじゃないかなという気もい

たしましたんでちょっと質問をしたところです。とりあえず、この指定管理者制度に反対するわけじゃないんですけれども、この辺を先々踏まえた上で行動をとっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。3番松本末治君。

3番（松本末治君）

関連したような質問になろうかと思えますけれど、市長から今ありましたように、地域の多様性を残すというような趣というのは大事なことでなかろうかと思えますけれど、やはり実際指定管理者団体となった地域によって、温度差ということでは言い方悪かかもしれないですけれど、やはり今も鹿島もことでありましたけれど、鹿島とそのほかの地域と比べたらかなりの戸数も違うし、人口も違う、今までは現業の方が保管をされていたというような面もあったようですけれど、そういうような面についてのお考えというのは特別なわけですかね。（「何についてのお考えですか」と呼ぶ者あり）今までの体制は主事、それに臨時と言ったらいいんですかね、それとあわせた現業体制の方が昨年まででしたかね、今は全部郵政にお任せというような感じだと思いますけれど、そういうような面での保管的な考えはなかとですか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

済みません、ちょっと御質問の内容がよくわからないですけど、今、地区公民館は正規職員の職員と嘱託職員、もしくは臨時職員がいますが、ここの現業の保管……（発言する者あり）

議長（橋爪 敏君）

再度質問してください。3番松本末治君。

3番（松本末治君）

端的に言えば、6地区、主任主事体制でいくということですよ。しかし、やっぱりかなりの地域差があるということで、同じような形での体制づくりですよ。例えば、鹿島なんかは七浦から言えば、かなりの人口の差、戸数の差があると思います。その中で主事の人仕事、内容というか、そういう面については特別なお考えはないか、そこ地域地域での体制づくりをせろということなのかということです。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）



このことについても、内部では論議をいたしました。今、2人体制で地区公民館運営を行っております。確かに人口が違います、世帯数も違います。ただ、やっている事業そのものは、地区公民館がかかわる2人体制でも十分に、今それぞれの地区で人口の数の問題ではなくて、その事業の中身で何とかやっていっていると思っておりますので、その人口比等での人員の増とかいう考え方はありません。

議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第87号 鹿島公民館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第87号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第88号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第89号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第90号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 北鹿島公民館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第91号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第92号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分より再開をいたします。

午前11時 休憩

午前11時9分 再開

議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第2 議案第93号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2、議案第93号 市道の路線認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田中都市建設課長。

都市建設課長（田中敏男君）

それでは、議案第93号 市道の路線認定につきまして御説明いたします。

議案書は49ページでございます。説明資料は40ページでございます。

路線名が野島～湯ノ峰線でございます。議員の皆様方の資料には関係路線に色を塗ってございますので、まず、この説明資料40ページをごらんいただきたいと思います。

この資料で、青色の線が現在道整備交付金事業で道路改良を行っております野島～鮎越線でございます。赤色の線が、多良岳広域農道でございます。今回、新たに市道として路線認定をお願いする路線を緑色でお示しをしております。この路線は、起点が市道野島～鮎越線と市道古場切～学校線と交差する付近の鹿島市浜町字谷山上甲3459番地1地先で、終点が多良岳広域農道と市道千本線及び市道小寺～千本線と平面交差する付近の鹿島市浜町地蔵甲3082番地1地先でございます。この路線は、図にお示ししておりますように、広域農道と市道野島～鮎越線をアクセスする道路ネットワークを整備する路線としまして、延長約550メートル、道路幅員7メートルで、市道として新設整備をするものでございます。

この道路の機能と効果としましては、広域農道が完成しますと、国道207号バイパスを経由することなく、広域農道よりミカン選果場、あるいは野菜集荷場へ進入できる路線であり

ます。また、広域農道と国道207号バイパスとの取り付けタッチの交差点部は信号機を設置していただく予定でございます。

この市道を新設することで、ミカン選果場、野菜集荷場利用者等の営農における農作物の運搬や通策、近隣住民の生活道路として安全と利便性の改善向上が図られるということと、事業費抑制として、県の事業協力によりまして、広域農道工事の発注残土を利用して路帯工事構築を行うことで、市の事業費負担の軽減を図られるなど多大な効果があると考えております。このようなことから、現在、道整備交付金事業で実施しております事業にこの路線を追加いたしまして、変更申請を行うために市道の路線の認定をしたいということで、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この件につきましては、市道路認定委員会を経てお諮りしていることを御報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきますが、御審議方よろしく願います。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。3番松本末治君。

3番（松本末治君）

3番松本です。私は賛成の討論をいたしたいと思います。

待望の多良岳広域農道も完成まで約2年を残すところになりました。一番心配でありました交通事故等の回避のためにも、今の御提案の市道認定についてはぜひお願いをいたしたいと思います。207号バイパスも、完成する2年後にはかなりの交通量になるかと思えます。そうなりますと、多良岳広域農道を利用し、野菜集荷センターなり、ミカン選果場への搬入される生産者の方、かなりの不都合が出てくるんじゃないかと思えます。そういう中で、野畠～湯ノ峰線の市道編入をしていただければ、搬入時はもちろん、帰りの道路関係について、また鮎越～七開～矢筈線利用の方の広域農道利用についても、かなり利用価値が高いのではなかろうかと思えます。そういう意味を踏まえ、関係地区、湯ノ峰、また野畠の区長さんを初め、いろいろな方々のお世話、また地域から選出された市議のお働きも十二分にあっていかと思っております。ぜひ市道への認定をお願いし、私は賛成いたしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第93号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第93号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第94号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3 議案第94号 鹿島市土地開発公社定款の変更についての審議に入ります。当局の説明を求めます。打上財政課長。

財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第94号 鹿島市土地開発公社定款の変更について、事務局より御説明をいたします。

議案書の50ページ目をお開きください。

この変更は、鹿島市土地開発公社の定款の一部を別紙のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

日本郵政公社につきましては、本年10月1日をもって民営化が行われました。それに伴う定款の変更でございます。

変更の内容は、議案書の51ページのとおりでございますが、別冊の議案説明資料により御説明をいたします。

議案説明資料の41ページ目をお開きください。41ページ目に、右、左に分けて新旧対象表の形で掲げております。

今回、変更をお願いいたします内容は、余裕金の運用方法を定めた条文であります。

変更点を御説明いたします。

余裕金の運用、第25条2号の「郵便貯金または銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金」というふうに従来なっております。その中で、「郵便貯金または」という文言を削除する変更でございます。現在、郵便貯金での運用は行ってはおりませんが、この文言を削除したいと思っております。

説明は以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第94号 鹿島市土地開発公社定款の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第94号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第95号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4、議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

議案書（その2）の1ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

佐賀県における後期高齢者医療の運営主体は、県下全市町村が構成団体となりました佐賀県後期高齢者医療広域連合でございますが、その事務の中で、保険証の引き渡しや保険証をなくした場合の再交付申請の受け付け、あるいは保険料の徴収、また保険料の減免申請の受け付けなど、住民の方と直接接して行う、いわゆる窓口事務につきましては、住民の方の利便性を図るため、市町村事務ということで位置づけをされております。

この条例は、この窓口事務等を鹿島市が行うために必要な事項を定めるものでございます。

それでは、第1条のほうから順次御説明を申し上げます。

まず、第1条は、後期高齢者医療に関し、これに関する法令及び連合の条例に定める以外の事項については、この条例で定めるという趣旨を規定いたしております。

第2条の本文には、高齢者の医療の確保に関する法律施行例と同規則で規定する事務の中で、鹿島市が行う事務を規定いたしております。また、第1号から第8号には、これ以外で鹿島市が行う具体的な事務を列挙いたしております。

第3条は、鹿島市が保険料を徴収する被保険者を規定いたしております。

第4条は、普通徴収にかかる保険料の納期を10期に分け、6月から3月までのそれぞれの月の初日から月末を納期といたしております。

第4条の2項は、通常の納期によりがたい場合の規定。なお、この2項の中で、連帯納付義務者とございますが、この連帯納付義務者は、世帯主と配偶者の一方が連帯納付義務者と

いうことに法律上なっております。

それから、3項は保険料に100円未満の端数がある場合の取り扱いの規定でございます。

第5条は、督促手数料の規定でございます、税の督促手数料と同額といたしております。

第6条は、延滞金に関する規定でございます。

第7条から9条までは罰則規定でございます。

附則には、この条例の施行日を平成20年4月1日からといたしております。

また、附則の第2条は、平成20年度における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例でございます。

以上、説明を終わりますけれども、よろしく願いをいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第95条は会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第96条から議案第101号までの6議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

異議ないものと認めます。よって、議案第96条から議案第101号までの6議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第96号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5、議案第96号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

議案第96号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、本年度の国家公務員に対する人事院勧告の概要について御説明いたします。

人事院は、8月8日に国家公務員の月例給を本年4月から0.35%改定することとし、給料表については、初任給を中心に、若年層に限定した改定を行い、中高年齢層については据え置くことといたしております。あわせて、子等に係る扶養手当を500円引き上げを行うこととするよう、またボーナスについては0.05月分引き上げるよう勧告したところであります。

この人事院勧告を受けて、国は初任給を中心に、若年層に限定した給料月額引き上げ、

子等にかかる扶養手当の引き上げについては完全実施。なお、期末勤勉手当の引き上げについては、指定職について改定見送りとなっております。県についても、国と同様の取り扱いを行っているところであります。また、県内の他市の状況も同様であります。

このような状況、またこれまでの人事院勧告の取り扱いなどを踏まえ、平成19年度分の鹿島市職員の給与改定につきましては、国家公務員に準じる取り扱いによりまして、給与条例の一部の改正をお願いするものでございます。

それでは、議案第96号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案説明資料の(その2)の1ページをお開きください。

第9条第3項は、扶養手当の額を6千円から6,500円とするものです。

2ページをお開きください。

第20条第2項は、勤勉手当の月数を0.05月分加算し、100分の77.5とするものであります。

3ページから5ページまでの行政職給料表の1級から3級までを掲げておりますが、それぞれ改定をいたすものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第96号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第96号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第97号～議案第101号

議長(橋爪 敏君)

次に、日程第6、議案第97号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算(第4号)について、議案第98号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第99号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、議案第100

号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、議案第101号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について、以上5議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

財政課長（打上俊雄君）

それでは、まず、議案第97号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。

1ページ目をお開きください。

今回の補正に伴う予算の総額の増減はございません。

それでは、5ページ目をお開きください。5ページの予備費の欄をごらんください。

予備費を11,997千円減額を行いまして、必要な財源に充てたいというふうに思います。

それでは、6ページからは事項別明細書、7ページ以降がそれぞれの予算の増減でございます。先ほど議決をいただきました一般職の給与改定及び人事異動に伴います補正でございます。

一般会計の総枠として御説明をいたしますので、36ページ目の給与費明細をごらんください。

36ページ目は、今回補正を行います一般会計の一般職の給与費の明細書でございます。比較の欄が補正の金額になります。

一般会計は、今、職員数が補正後で228名でございます。

補正額を申し上げます。

給料2,544千円、職員手当18,184千円、共済費5,656千円、合計の26,384千円が今回の一般会計における給与改定でございます。そのほか、特別会計の繰出金の減額がございますので、先ほど御説明いたしましたように、一般会計の補正の財源の予備費より賄います補正額は11,997千円ということになります。

以上で、議案第97号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第98号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

議案書では、議案書（その2）の15ページでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書（第3号）をお願いいたします。





費が今回減額になった関係で、一般会計からの繰入金金を2,882千円減額いたしております。

それから、人件費の補正の内容につきましては、8ページ目のほうに給与費明細書を掲げております。

現在、国保の支弁職員は13名というふうになっておりますけれども、これは国保係が6名、それから税務課職員が7名と、計の13名という形になっております。

今回の給与費の補正の内容は、ここに書いてありますように、給料が2,770千円の減、職員手当が99千円の増、それから共済費が211千円の減、トータルで2,882千円の減という形になっております。

それから、手当の内訳については、その下のほうの表に掲げております。

あと、それぞれの明細を9ページから14ページにかけてお示しをいたしておりますので、参考にしていただければというふうに思います。

次に、議案第100号でございます。平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出からそれぞれ31千円を減額いたしまして、補正後の予算額を3,855,338千円というふうにいたしております。これの補正の内容につきましても、先ほどの国保の補正の内容と全く同一でございます。金額だけが違うという形になっております。

それで、8ページのほうに給与費の明細書をお示しいたしております。

老人保健特別会計では、職員を1人手当ていたしております。この分についても一般会計のほうから繰り入れをするという形になっておりますので、その分を歳入の一般会計からの繰入金を減額いたしております。

給与費の内容としては、今回は職員手当の70千円の減、共済費の39千円の増、合計で31千円の減という形になっております。

以上、簡単ですけれども説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

議案第101号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書（第1号）をごらんください。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,950,073千円とするものでございます。

なお、この主な補正の要因といたしましては、先ほど議決いただきました給与改定に伴うものでございますけれども、この給与改定に伴う増といたしましては、8,039千円が今回の

給与改定に伴うものでございます。

内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

一括して質疑に入ります。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

ごく簡単ですので、自席からお願いします。

第97号の説明の中で、36ページですが、補正前の職員は227、補正後228で1名増になっていますが、これは途中で採用かなんかあったものですか。

議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

この予算の編成時期は、当初採用予定を5名といたしておりましたけれども、実際の採用が6名、1名増ということで採用いたしておりますので、補正後の額が1名増というふうになっているところです。採用を、当初の5名を6名採用したということで1名増ということ です。（「なし1名増になったかを説明して」と呼ぶ者あり）

失礼しました。

先ほど申しましたように、11月ぐらいに当初予算を作成いたします。11月から12月にかけてですね。その時点では、19年度の採用を5名というふうな予定いたしておりました。ただ、18年度の採用予定者が1名辞退をされましたので、その分の補充をするために、19年度で1名、予定よりも多く1名採用して、6名採用をした関係で、職員数が当初予算の予定の227から228名になったと、1名増になったということであります。だから、今は実質は228名です。当初予算の作成のときは227名で計画をしていたと。それが実際は1名採用して、228名ということ です。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

ごめんなさい、言わんでよかったとですけどね。それじゃ、もうその前の段階で調整を本来はしておくべき、これ当初予算との比べじゃないですよ。補正前というのは、これを補正する前の段階ですから、その前での調整は本来ならしていて、数字的には228という形でもう上がってしかりじゃなかったんですかね。やっぱりこがんせんばならんとですか、専門的はわかりませんので。

議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

総務部長（唐島 稔君）

通常の予算の補正につきましては、議会の会期ごとに補正をかけていくわけでございますけれども、この人件費につきましては、通年12月での補正といたしております。それで、この補正前の数といいますのは、もう当初予算のままと考えていただいて結構かと思えます。結構かと思えますじゃなくて、そのようになっております。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第97号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第97号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第98号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第99号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第100号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第101号は提案のとおり可決されました。

日程第7 請願上程

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7．請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。

請願第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願書は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明21日から25日までの5日間は休会とし、次の会議は12月26日午前10時から開き、委員長報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分 散会